

## 女子差別撤廃条約選択議定書

平成 21 年 11 月

外 務 省

## 1. 概要

本議定書は、女子差別撤廃条約（以下「条約」という。）に定める権利の侵害について、国内救済を尽くした個人等が女子差別撤廃委員会に行った通報を、同委員会が検討し、見解や勧告を通知する制度等について規定したものである。委員会の見解や勧告に法的拘束力はない。

## 2. 経緯及び締結状況

- (1) 1999年10月6日、第54回国連総会において「女子差別撤廃条約の選択議定書」として採択され、2000年12月22日に発効した。全21条。
- (2) 2009年11月時点で、締約国は99か国。G8諸国の中では、英、仏、加、独、伊、露が締結し、我が国、米は締結していない。

## 3. 手続概要

## (1) 通報の提出

議定書の締約国により条約に定める権利を侵害されたと主張する個人等は、書面による通報を委員会に提出することができる（第2条）。

## (2) 通報が受理されない場合

- ・ 利用し得るすべての国内的な救済措置を尽くしていない場合。ただし、救済措置の実施が不当に遅延し、又は効果的な救済が見込まれない場合はこの限りでない。
- ・ 同一事案が委員会又は他の国際的な調査・解決手続で審議済み又は審議中の場合
- ・ 通報が条約の規定と両立しない場合
- ・ 通報が十分な証拠又は根拠を有していない場合
- ・ 通報が通報提出の権利の濫用である場合
- ・ 通報の対象となる事実が当該締約国について議定書の効力が生ずる前に発生した場合（第4条）

## (3) 通報の受理後の手続

委員会は、通報に関し、関係締約国の注意を喚起する。締約国は、委員会に対し、当該事案及び救済措置について書面の説明又は声明を6か月以内に提出する（第6条）。

## (4) 委員会による検討

委員会は、通報を当事者（締約国及び個人等）から提供されるすべての書面による情報に基づいて検討する。通報を検討する会合は非公開とされる（第7条）。

## (5) 委員会の見解

委員会の見解は、当事者（締約国及び個人等）に送付される（第7条3）。

#### 4. 暫定措置

委員会は、関係締約国に対し、取り返しのつかない損害を回避するために必要な暫定措置をとるよう求めることができる（第5条1）。

#### 5. フォローアップ手続

締約国は、委員会の見解及び勧告に対し妥当な考慮を払うとともに、6か月以内に当該見解及び勧告に照らしてとられた措置について書面の回答を委員会に提出しなくてはならない（第7条4）。

また、委員会は、その後の締約国の政府報告審査の際、上記見解又は勧告に対してとった措置について、更なる情報を提出するよう求めることができる（同条5）。

一般に、フォローアップは委員会が締約国の対応を満足し得ると評価するまで継続して行われる。

（了）